

平成30年度第3回協働支援会議

平成30年5月11日（金）午後2時

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、及川委員、土屋委員、石橋委員、伊藤委員、
吉田委員、加賀美委員

事務局：地域コミュニティ課長、神原主査、丹野主任、松永主事

久塚座長 定足数は足りていますので始めます。では、事務局のほうから資料の確認をお願いいたします。

事務局 資料確認させていただきます。

まず、1枚目が次第でございます。

2枚目、資料1ということで一般事業助成採点表。

資料2のほうは、一般事業助成一次審査一覧。

資料3が、プレゼン実施要領（案）。

資料4が、プレゼン質問票。これはホッチキスどめになっています。

資料5が、協働事業助成審査スケジュール。

資料6が、協働事業助成審査基準等について。

資料7が、事前ヒアリングシート。

資料8が、担当課意見書。

資料9のほうは、協働事業助成採点表。

それから、募集要項が次についておりまして、次が参考資料ということで、事業報告会のスケジュール表と自己点検シート、相互検証シート、この3枚が参考資料ということで添付をしております。

以上でございます。

久塚座長 類似しているものがありますので、右上に振られた番号でご確認をよろしく
お願いします。落ちているもの、欠落しているものはないですか、大丈夫ですか。

では、中に入っていきます。きょうはその他を除いて大きく二つで、一つは次回にプレゼンテーションに来ていただく団体を決定する。そして、それについての中身というのが1番目。

2番目が協働事業助成ということになります。

では、1番の議題に入っていきます。よろしくをお願いします。

事務局 まず最初に一般事業助成の一次書類選考の採点結果について、事務局からご説明をさせていただきます。

お忙しいところ一次書類選考の採点をいただきましてありがとうございました。皆様からご提出いただきました採点表の集計結果が資料1でございます。資料1のほうが皆様の採点結果を各団体、各項目ごとに合計した資料となっております。そちらを得点順に並べたものが2枚目をおめくりいただきまして資料2となっております。

資料2のほうが、上から順に得点の高い団体から並んでおりまして、今年度の通過基準としましては、得点率のおおむね6割程度をプレゼンテーション実施団体としています。資料2にございますとおり得点率が6割以上の団体は5団体となっています。6位の団体の得点率は57%となっております。7位以下は点数が開いておりますので、6位の57%の団体までを二次審査の対象に含めるかどうかをご協議いただきたいと思います。

6団体が通過となりますと、下の部分にあるのですけれども、申請総額は291万2,000円となっている状況です。

本日は一次審査の採点結果、こちらの結果を踏まえまして、どの団体がプレゼンテーションの対象団体になるのかについてご審議をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

久塚座長 資料1、2について、事務局から発言があったとおりです。上から順位をつけたものが資料2にあって、五つが60%なのですけれども、六つ目まで入ると、57%のところをプレゼンテーションに来ていただくというのが案になります。

その後は少し点数が大きく開いていますので、その六つということでもよろしいか、あるいは、もう60%ということでもどめるかというのが案になろうかと思いますが、いずれにしても後ほど事務局からまた説明がありますように、6団体にしてもプレゼンテーションの時間の中に10分ということでもおさまるといふふうにお伺いしております。

では、委員の皆さん方、何かありますか。

宇都木委員 60%台が結構多く五つあったので、6番目からはプレゼンに入れないで

5番目までにしたらいいと思います。

地域振興部長 確かに6番目の団体は60%を切っていますけれども、分野的には障がい者を対象にした事業ということで、書類審査だけではなくて、実際にプレゼンの場でいろいろヒアリングをさせていただいて、その中で適した事業を四つ選べたほうがよろしいのかなど。できましたら6番目の団体もプレゼンに入れたらなというふうに私は思っています。

関口委員 私も6番目の団体も呼んだ上で、逆転するかもしれないということを考えると、部長さんがおっしゃったとおり、やっぱりチャンスを、3%の差ですから。ここは呼んであげてもいいのではないかと思います。書面審査だけだとまだ読み取れないところも多かったのもうちょっとその場で質問したいなと思っていますので賛成します。

久塚座長 宇都木さん、57%はだめですか。

宇都木委員 そういう考えではなくて、上60%台をクリアした五つの団体でも助成金額からは超えているわけ。

総額は。そうすると、五つの団体を認めるとすれば、この総額をどこかの額を減らさなければいけないということになります。

久塚座長 まだ一次審査なので。

宇都木委員 いや、いや、仮にそうなった場合に。だから、それは五つでも六つでも同じことなので、だとすればできるだけ審査がしやすいように、私はもうここは、みんなの審査結果がこうなったのだから、そこはもう割り切っていたらどうでしょうか。

いろいろやっても、どこから線を引いても同じことですから、もうそこはもう割り切つて、そのためにおおむね60%の基準があるのだから、そこはそこで。

こういうのは少ないときはやっぱりおおむねでいいのだろうけれども。

石橋委員 私の意見としては、6番目の団体も先ほど部長からのお話にもありましたように質問したいということもあるのと、今年度はだめかもしれないのですけれども、今後に向けてということで見直ししていただくためにこちらの質問をさせていただくという意味でもプレゼンしていただくのはどうかと考えます。

及川委員 私は宇津木さんと同じ意見です。5団体で。深く質問をしたいという欲求がありまして、広げていくということはそれだけ浅くなるという考えもあるかと思っておりますので、私は60で切るところはこちらでいいのではないかなとは思っています。

地域振興部長 ただ、一つの団体のプレゼンの時間は、団体数一つふえたからと言っ

て別に延長するほどではないので、だから1団体ふえたからといってほかのところで深く質問できないということではありません。

久塚座長 時間は六つでも同じ時間がとれるというふうに事務局には計算してもらっています。

及川委員 委員の皆様の活動できる時間という意味でも考えると、やっぱり一つふえるということは、その分一つ余計に何かいろいろな多方面を考えなければいけないということも、去年ちょっとやってみたときに数が多いとなかなか散ってしまうというのがちょっと実感でした。

久塚座長 去年はどうしたかね。

事務局 去年は6割以上の団体が4団体あったのですけれども、6割以下の団体で一番上の58.3%という団体も含めて、そこまで二次審査の対象にしました。

石橋委員 2位の66%と6位の57%というのは10%も間があいていないので、かなり内容として評価が接近していると見ますので、やはり先ほどの意見と同様加えてはどうかと、改めて。

久塚座長 要するに1位、2位で見ても、6位とそんな10%程度しか開いていないので、それを見ると6位、7位の11%というのは大きいけれどもという考え方です。これ、またなかなか説得力がある。私は全部説得力があるように聞こえて仕方がない。決め方として投票ということによろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 書き方、まず紙をもらっていただいて、紙に名前は書かなくていいです。

一番最後の番号が5番なのか、6番なのかということで数字を書いてください。最下位の番号です。

【投票】

久塚座長 事務局で集計と結果の発表をお願いします。委員は介在、介入いたしません。

事務局 6団体が5票で、5団体が3票でしたので、結論としては6団体ということになりました。

久塚座長 それでは、5団体ではなくて6団体になりましたけれども、その後、事務局のほうから進め方の説明をお願いします。

事務局 では、前回の第2回協働支援会議で二次審査の公開プレゼンテーションの方法を公表、質問時間ですとか、代表質問者を決めた形での質問などについてご審議をいただきましたが、その内容について改めて資料3を用いて確認させていただきたいと思います。

本日資料3として一応6団体で発表10分、質問10分の場合で入れ込んだタイムスケジュールをお配りしております。前回の支援会議の際にプレゼンの時間は通過団体数を見て可能な限り昨年と同様の時間で行うことと決定させていただきました。

先ほど通過団体数は6団体と決まりまして、6団体ですと昨年度と同様に団体の発表時間10分、委員からの質問は10分で実施することができますので、その形で実施させていただきたいと思います。

プレゼンテーションは公開となります。プレゼンテーションの方法は自由ですが、準備時間や発表時間もプレゼンテーションの時間に含まれます。また、パソコン、プロジェクターを用意しまして、パワーポイント等を利用したプレゼンもできるようになっております。

当日のプレゼンテーション実施後に一次審査と同様の採点表を用いまして、その場で各委員に最終審査の採点を行っていただきます。その場で事務局が集計を行いまして、支援会議を再開し、最終的な助成団体の決定までその日じゅうに行っていただきます。

本日はこれから代表質問者を、それぞれ各団体の代表質問者をどなたにするかをご審議いただきたいのですが、1点、プレゼンテーション当日に土屋委員がご欠席ということですので、土屋委員は質問者から外させていただきたいと思います。ほかに二次審査の日に欠席の方はおられますでしょうか。大丈夫ですか。では、土屋委員以外で各団体の代表質問者がどなたになるかをご審議させていただきたいと思います。

久塚座長 部長は外すということ？

地域振興部長 行政は基本的に外します。

久塚座長 六つに対して質問をしてほしいというのを皆さん方に求めますので、それが集まってきて前回申し上げたように代表委員、質問の代表というのが紙の右側の上の方に出てくるというパターンで、ずっと箇条書きみたいな形で各委員の発言があって、それをまとめるような形で代表的に聞いていただくという手順になります。

では、先に決めましょう。では、私はここというのを発言していただければ、事務局のほうでまとめていきますので、及川さんは何番になりますか。

及川委員 私はどこでもいいのですが、申請番号2番の団体は親子で何度か参加

していて。

久塚座長 ありがとうございます、いい発言で。利害関係までいなくても、そういうことにならないようなことが大事なので、そこに対する質問は避けたいということのご発言だと思いますが、ほかの委員の方はありますか。

伊藤委員 私、8番だけのかせて。いいも悪いも知っているから。

関口委員 私も8番。私もちょっとそこに関して。

久塚座長 はい。では、それ以外のとことで今度は積極的に希望を聞きます。

石橋委員 私は2番をやりたい。

久塚座長 はい、一つ出ました。2番に石橋委員のご希望がありました。

では、8番が非常に近過ぎたりいろんなことをというのがあるのではというご意見がありましたので。吉田さんは。

吉田委員 いいですよ。はい、私が行きましようか。

久塚座長 はい。では、吉田委員が8番をお願いいたします。

では、11番の団体、及川さん。

1番の団体、関口さん。

5番、宇都木さん。

2番、石橋さん。

12番、伊藤さん。

8番、吉田さん。

ということでよろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 それから、もう1点なのですけれども、プレゼンテーションの質問というときに、去年及川さんが1番になったのです。初めてだったのにトップバッターになってちょっと申しわけなかったなと感じたものですから、質問団体のここが1番というのは、全く事務局からも連絡もしていませんし、まだ順番も決まっておられませんので、今の担当委員の方たちのこの経験が少し長いということを念頭に置いた形で順位を前のほうに持って行くということをさせていただいて、特に石橋さんとか吉田さん。ああ、こういうやり方かみたいなのをその場で感じていただくという時間をとりたいのです。それはよろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 では、事務局のほうでそれを。

順番を決めていただいて、六つの団体にはあなたは何番目、前半、後半ありますけれどもということでお知らせをお願いします。

事務局 わかりました。

久塚座長 では、続けてください。

事務局 では、最後に二次審査のプレゼンテーション時における委員からの質問について、資料4を用いてご説明させていただきます。

資料4のほうは質問票の様式になっておりまして、こちらは4月20日に採点表の様式と合わせてメールで各委員にお送りしております。こちらにつきましては、一番上にございますとおり5月15日の火曜日、来週の火曜日までに、ちょっと期間が短いのですが、事務局までご提出をよろしく願いいたします。

ご提出いただきました質問票は事務局のほうで取りまとめまして、各団体ごとに質問シートをつくり直し、当日のプレゼンテーションの際の参考資料とさせていただきます。

取りまとめた質問票は5月18日の金曜日、来週の金曜日です。までに各委員へ送付させていただきます。事務局で取りまとめる際なのでございますけれども、質問の重複がないよう類似の質問などは可能な限り統合させていただきます。また、いただいた質問の中に提出書類の中などで回答が確認できそうなものがあつた場合には、事務局よりという形で補記をさせていただきます。代表質問者の方はその部分もご確認の上、質問の優先順位をつけてご質問いただければと思います。

質問方法の確認なのでございますけれども、まず代表質問者が質問票に基づき質問をしていただきます。代表質問者の方は、各委員からの質問がまとまった質問票を参考にして、総合的にご質問をよろしく願いいたします。

各委員が提出した質問の内容に確認したい事項などがある場合には、事前に調整をよろしく願いいたします。代表質問者の方の質問の後に質問のある委員を座長から指名していただきます。こちらは時間の関係でちょっと一、二名程度に例年になってしまうのですが、代表質問者でない方も質問できる形になっております。

質問については以上です。

久塚座長 自分が担当代表者になったというときにこの質問の、そのままコピーペーストしてまとめて似たもの同士ということでもまとめていきますけれども、この質問はどういう質問ですかということもたまにあるかと思います。そのときには事務局に早目に聞いて

ていただくと、事務局のほうから質問を出された委員に投げ返して、また質問の趣旨はこういうことを知りたかったのですという答えが来るので、よろしいですね。

それから、最後の発言にあったように、代表質問者に限定するということでは全くありません。ただ、こういうことで進めますというルールをこの委員会で決めましたので、時間が2分とか残る可能性が大いにあります。そのときには代表質問者でない方も質問してください。

団体には代表質問者形式ということは言っていないのですよね。

事務局 代表質問というところはお伝えしないです。

久塚座長 だから、伝わっていないので、お一方が割に5、6分頑張って発言してくれているのですけれども、もうそれで終わってしまうと、なので、お一方、二方、大丈夫ですというルールというになっていますのでお願いします。よろしいですか。

では、これを確認いたしました。

次に、その他の、先にご案内。3枚1組のものがきょう配付されていると思うのです。それを使ってちょっと事務局のほうから当日の。

事務局 次の二次審査の公開プレゼンテーションなのですけれども、5月25日の金曜日の13時10分からということで机先にご案内を配付しているのですけれども、集合場所が今の6階のお隣の第4委員会室というところにご集合ください。

実際のプレゼンテーションの会場は、地下1階の11会議室という別のお部屋なのですけれども、最初の集合場所と打ち合わせと最後の団体の決定というところは、こちらの第4委員会室のほうで行わせていただきますので、お隣の部屋にご集合いただければと思います。

久塚座長 よろしいですね。場所が変わりますので、集合場所はこれの隣のところ。みんなでそろって地下に行くという形になる。

では、大きな議題の二つ目。

事務局 では、協働事業提案のほうなのですけれども、今年度から協働事業助成ということで実施をさせていただきます。5月28日から6月20日までの期間で募集のほうを行います。募集期間終了後すぐに一次審査に入ってくださいようなイメージになりますので、スケジュール等を含めてご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

では、資料5のほうをごらんください。審査のスケジュールでございます。前回の会議で簡単にご説明のほうをさせていただいておりますけれども、今回改めて資料のほうをつ

くらせていただいております。

一番左側が支援会議委員の皆様の工程になっております。青色が委員の皆様から事務局へご提出いただく予定。紫がご出席をいただく会議等の予定。それから、オレンジ色のものが事務局から委員の皆様に資料送付等を行う予定とさせていただきます。6月25日の審査資料送付を皮切りにしまして審査のほうをスタートさせていただきます。非常にちょっと厳しいタイトなスケジュールになっておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

スケジュールに関しましては前回ご説明しましたので、本日はこの程度のご説明とさせていただきます。

続きまして、資料6のほうをごらんください。こちらですけれども、昨年度皆様にご協議いただきました審査基準等の資料でございます。一般事業助成と同じように各項目ごとに参考とする箇所を右側に記載をさせていただきますので、ご確認いただきながら採点をしていただくようなイメージでお願いいたします。

裏面を見ていただきまして、評価の目安も一般事業助成と同じAからEとさせていただきます。

次の通過基準のほうも一般とほぼ同じなのですけれども、協働事業ということで区の担当課と一緒に事業を進めていただくという形になりますので、審査に当たりましては担当課からの意見も考慮して審査をしていただく形になります。

一次審査のほうに記載のとおり事前ヒアリングシート、こちら資料7として添付をさせていただきますけれども、こちらのほうを確認しながら審査をしていただく形になります。

二次審査の時点では、担当課意見書というものを考慮して採点をしていただく形になります。こちらの担当課意見書のほうが、資料8として添付をさせていただきます。

まず、資料7の事前ヒアリングシートのほうなのですけれども、一次審査として最低限必要な事項としてというのが事前相談の有無ですとか、類似事業の有無、法令等の問題の有無を記載するような様式とさせていただきます。

次の資料8の担当課意見書でございますけれども、こちらは審査基準とほぼ同様の視点で担当課のほうで評価をしていただくような様式となっております。

こうした資料を考慮して審査をしていただくという点は、一般事業助成とは異なる点になりますのでご注意ください。

続きまして、次の資料9のほうが採点表でございます。こちらも一般事業助成と同じように一次、二次共通の様式とさせていただきます。一般と同じようにAからEまでで記載をしてご提出をいただくというようなイメージでございます。

次に、募集要項のほうをつけさせていただきます。こちら昨年度委員の皆様にご審議をいただいた内容を基本として作成をさせていただきますけれども、事務局のほうで再度点検をさせていただきます、軽微な修正はさせていただきます。また、様式につきましては、記載例を充実した形でちょっとご用意をさせていただきました。

ちょっと順にページを追ってご説明のほうはさせていただきますけれども、この一般事業助成のほうで今回様式を変更したところ、窓口等でかなりちょっと長時間時間を要したような形でちょっと混乱してしまったという点もありましたので、その反省を踏まえまして協働のほうはさらに提出書類が多いというところで、記載例をできるだけ記入することで円滑な受け付けができるように変更させていただきますので、この点をご了承いただきたいと思います。

また、改めて記載していく中で項目の重複ですとか、そういった点もちょっと見られましたので、1カ所に集約するなど様式についても一部変更させていただきます。ただ、記載していただくべき項目自体は変更はございませんので、この点についてもご承知いただければと思います。

まず、要項でございますけれども、1枚おめくりいただきまして1ページからですが、1ページ以降は目的や助成額等を一般事業助成とほぼ同様の記載とさせていただきます。異なる点としましては、5の対象期間のところなのですけれども、平成31年度1年間ということで記載をしております、次の6の継続の項目に最長3年間実施で、事業効果を踏まえて毎年継続の必要性について検討するというような記載にさせていただきます。

それから、3ページ目に審査基準のほうに記載をさせていただきます。それ以降もほぼ一般事業助成と同じような形なのですが9番です。9番のところ注意事項としまして事業の担当課への事前調査・相談は必ず必要であるということに記載をさせていただきます。

続いての4ページにつきましては、提案事業が採択されて実際に助成金のほうを事業課に申請をする際の手続。また、それ以降の実績報告等について、こういう手続になりますということに記載をさせていただきます。

続く5ページ目でございますけれども、こちら公表ということで、この一般事業助成とほぼ同じ表記になっておりますけれども、提出書類はホームページで公開するということですか、成果の趣旨普及として、団体が作成するチラシやポスター等には必ずその旨明記をしていただくということを記載をさせていただいております。

12番目として事業評価があるという点が一般事業と異なる点ということで、こちらの手引きのほうも記載をさせていただいております。

続く6ページから7、8、9、10ページまでにつきましては、それぞれの事業の流れです。提案から助成金申請、それから評価、そういったものの流れ、それから対象経費、協働の基本の考え方というものを掲載をさせていただいております。

それから、次の11ページ、12ページが区からの課題提起ということで、区からこのテーマに沿って提案のほうを公募しますというものになっているのですけれども、30年度は2件。多文化共生推進課とオリンピック・パラリンピックの担当課からテーマ設定が出されている状況でございます。

続く13ページ以降が資料集になっておりまして、先ほどのとおり記載例の充実ですとか、記載箇所の軽微な変更等をさせていただいております。審査をしていただく際にご参考としてごらんいただければと思います。

最後のほうなのでございますけれども、49ページ以降によくある質問で、基本的な考え方をわかりやすく記載した形でQ&Aのほうに掲載をしております。これもちょっと一般事業助成とは異なる点になっています。

裏表紙のところに制度の趣旨というものを記載をさせていただいているような状況でございます。このような要項で公募のほうをさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

資料のご説明は以上でございます。

久塚座長 今説明がありましたように助成対象事業ということで、提案団体と区が新たな視点で取り組むことのできる事業、以下点々点、なお区からの課題については11ページをごらんくださいということで、NPO等の自由な発想による事業、区からの課題提起に対する事業のどちらかの区分に該当するものとしますということですから、先ほど二つ紹介がありました。募集要項の中にオリンピック・パラリンピックと多文化共生が出ています。それで限定的にそのところだけにNPOがというお話ではなくて自由な提案ということも、そっちの柱もありますので、そこのほうが出てくると初めての委員の方はちょっ

とわかりにくいかもしれませんが、自由な提案で出てきたものというのは、今度は区の担当課を探したり話し合ったりしながら、ではうちが一緒にやりましょうという形になっていくつくり方をします。

ですから、区が出したものにどこか手を挙げろという話だけではないというふうにご理解をください。よろしいですか。

では、今までこれを使った説明、事務局からの説明でわかりにくかったところはありませんか。こちらの募集要項関係はよろしいですか。

宇都木委員 今度新しいのは初めてだよ、区役所のほうの実際に仕事をやっている人たち、何か今度新しいのに切りかわったことに対する質問だとか意見だとか、それこそ内部からは何か議論がありましたか。もう要するにもう実際に事業を担当する人たちが、どういうふうに思って新しい制度を受けとめているかという問題は、特になかったですか。

事務局 実施自体はまだこれからですので、庁内で説明会自体は行ってはいますけれども、その中でご意見としてはまだいただけてはいません。これから実施していく中で、またそういったものも確認していきたいと思っています。

久塚座長 特に変わったということ、変化したということを含めて提案があったかどうか、気にかかっている発言があったかどうかはわかりませんが、二つ出してもらったので、まあ、よかったなとは思いますが。

及川委員 企画書などの書類を含めてページ制限、枚数制限というのはしていらっしゃいましたか。

事務局 Q&Aのところに書かせていただいています。50ページになるのですけれども、1番目の質問のところでは原則として企画書、計画書の中に提案内容を記載してくださいということで、A4サイズで10ページ程度におさまるようにわかりやすく記載をしてくださいということをお願いしています。この全体で10ページということです。

及川委員 この添付資料も含めてという形なのですか。

事務局 企画書、計画書全体で10ページです。なので添付資料はちょっと10ページではなかなかおさまらないと思いますので、添付資料につきましては、ページ制限は設けていないです。

結局規約とかそういったものも添付していただくので、ちょっとページ数はなかなか。

及川委員 規約とか大事なものは必要だと思うのですが、例えばこの一般事業助成のときに、コピーとかこういうのを何枚もコピーをとるのでその見積もりですとかそういう

う、あとは事業団体がやっている過去の写真とかをここは多めにあったのですが、その辺は申請の段階でもうちょっと減らしてくださいとかという、これは書けないのですか。

事務局 これは書けないです。結局その見積もりも事業の内容によって見積書がたくさんつくものもあれば、少ない形で実施できるものもあると思いますし、この間ちょっとページ制限という形では添付資料は難しいと思っています。

ただ、実は一般事業助成のほうもすべてつけているわけではなくて、事務局のほうでなるべく整理をして、重複しているものは除くという形で整理をさせていただいているので、当然協働事業のほうも同じ形ではやっていきたいと思っています。

及川委員 その辺は何枚とか、そういうことも特にしていない。

事務局 していないです。やっぱりつけていただければそれだけその数字の確定というのできると思いますので、それはやっぱり審査に影響が出てしまう内容になりますので、そのあたりはつけさせていただきます。

及川委員 わかりました。

久塚座長 今の発言は事務局への確認ということですがけれども、将来的にはこの応募書類をどの程度、どうするのかという一般的な話になるかもしれませんが、ことしはこれでやってという形をとらせていただきます。

及川委員 はい。

久塚座長 ほかにこの募集要項についてご質問はございませんか。よろしいですか。

関口委員 ちょっといいですか。わかりやすさの点からすると、若干そのNPO法人特有の問題からわかりづらくなってしまったところがあって。

助成対象経費のところなのですけれども、人件費の積算のところかな。25ページとか。予算書のところとかに人件費に関する積算方法のところ、一ポツ目に対象は社員のみですと。「パート・アルバイト、臨時社員等は含みますが、外部講師やボランティア等の謝礼に含まれる方は除きます」と書いてあるじゃないですか。

NPO法というのは、いわゆる正会員という会社で言う株主のことを法律上社員と呼ぶのです。なので、ちょっと誤解される可能性がある。つまりその対象となるのは正会員だけなのかなみたいな。会社で言う株主だけなのかなという誤解をもしかすると招いてしまうかもしれないので、対象は例えば職員のみですとか。従業員でもいい。

ただ、社員という言葉は、NPOの世界で使わないほうが誤解を招かないので。

事務局 わかりました、修正をさせていただきます。従業員でよろしいですか。

関口委員 いいのではないですか。

事務局 はい。

土屋委員 今のはちょっと説明をしてもらっても、知らないことなので知識として知っておきたいのですけれども。

関口委員 難しい話ではないです。NPO法人は、法律上は社団法人の一種とされていて、人ないし団体が結集したものに法人格を付与するという仕組みなので、そもそも母体となっている自然人ないし法人があって構成するのです、その法人格を。その構成員というその母体となっている最低10名必要な人ないし団体のことを法律上は社員と呼ぶのです、NPO法上。

会員で法律上は社員なのですけれども、それは、いろいろ社員はそれこそ今ごっちゃになっているようにいろんな使われ方がしているので、多くの団体は、うちもそうのですけれども、正会員とか応援会員とかそういう名称で法律上の社員のことを定義するのです。総会でも議決権を持っている人たち。

伊藤委員 普通だと会社だと社員と言うと働いている人を言うじゃない。働いている人ではないのだ。

関口委員 そう、働いている人ではないのです。

土屋委員 ああ、そうなのですね。

伊藤委員 働いている人はNPO法上従業員だとか職員だとか言う。

宇都木委員 まあ、いるけれども、会員で働いている人もいるけれども。

だけど、原則はそういうこと。会員、会費を納めている会員、簡単に言えば。その人が社員と言われている人だから。

土屋委員 ありがとうございます。

関口委員 なのでちょっとこれ、知らない方は惑わされないのですけれども、知っている人は逆にちょっとひっかかってしまうという。

事務局 何点かその点で確認させていただいていいですか。41ページと43ページにも人件費の関係の記載がありまして、こちらは実績報告のほうになるのですけれども、41の2、人件費に関する清算方法のこの点は米印で「ボランティア、外部講師の方の団体構成員以外の方は除きます」という記載をさせていただいているのですけれども、この表現は大丈夫でしょうか。

関口委員 要は、だからここで言っているのは、雇用契約に基づく支払いはここで認め

て、人件費として認めるけれども、雇用契約以外の人件費というか、人に対する支払いはボランティア謝金とか講師謝金で処理せよということをお願いのですね。

事務局 そうです。それをわかりやすくと思ひまして、細かくならないようにというのがこの表現だったのですが。

関口委員 でも、それ、あまりいじくってしまうと大変だと思うので、まだ「ボランティア、団体構成員以外の方は除きます」でも、まあ、間違えてはいないとは思いますが、構成員以外の方というか、だからこの前、前述したように従業員か職員以外の方は除きますのほうが。

事務局 では、ここもあわせて修正させていただきます。

関口委員 はい。

久塚座長 よろしいですか、ほかには。

伊藤委員 今の中でぜひ、必ずというのが二つある、使っているところが。必ずご相談と、必ずアンケートをしていただくと、ここをしっかりと押さえてほしい。

今の中でもアンケートと言ったって、本当にこれはアンケートなのというのがあるじゃない。だから、もしアンケートの内容が読み取れないであったら、アンケートをこういうふうにしつかりやってほしいと。ただアンケートでもよかったとか、来ている人に聞いたら皆さんいいとかと言う。それではアンケートではない。1人、2人で聞いてそんなの書かれたって困るし、だからそういうところ。

久塚座長 よろしいですか。では、先に進めましょう。事務局、お願いします。

事務局 協働事業助成のほうのご説明が終わりましたので、次、その他の欄に移らせていただきます。事業評価が始まりますので、その内容についてご説明のほうをさせていただきます。

事務局 5月22日に事業報告会がございまして、そこから今動いている協働事業の評価が始まります。それまでに会議がないのでご説明をする機会がありませんので、本日評価についても簡単にご説明させていただきます。

まず、事業報告会なのですけれども、本日手引きの今ご説明した募集要項の後ろに参考資料としてつけさせていただいているのですけれども、こちらが5月22日火曜日に行われる事業報告会の次第になっております。今年度の評価の対象となる2事業です。防災の事業とごっくんプロジェクトの事業が評価の対象になるのですけれども、防災の事業の視察が評価の範囲内の時期で視察として適当なイベントがないということで、視察のかわり

ということで22日の事業報告会をごらんいただくこととなります。通知のほう、本日机上に配付させていただきました。

しかし、この事業報告会自体は、昨年度実施された協働事業全体の発表になりますので、評価の対象外の2事業。商店街ホームページの事業とスポーツの事業を含めた4事業で行います。

最初の時間帯に評価の対象となる2団体の発表を組ませていただいておりますので、前半の2事業の発表が終わった段階で、その後は委員の皆様は自由参加という形にさせていただきますと考えております。

後半の2事業は評価対象ではありませんが、お時間のご都合がつく範囲でごらんいただければと思います。

事業報告会については以上です。

続きまして、事業視察のほうについてご案内させていただきます。防災のほうはちょっと視察が間に合わないのですけれども、もう一つのごっこんリーダーのほうは視察が評価対象内にできますので、事業の視察を行っていただきたいと思います。

こちらの案内も本日机上のほうに配付させていただきます。視察の日程は、こちらは事業報告会の後の5月28日になります。28日の月曜日の午後2時から午後3時を予定しております。会場は榎町の地域センターになりまして、2時からですので集合を10分前程度です。1時50分ぐらいには地域センターの入り口までお越しいただければと思います。私などおりますので、会場にご案内させていただきますので、センターにお越しいただければと思います。

視察については以上です。

最後にヒアリングです。実際の評価を行っていただくのですけれども、こちらが少し先で6月末になります。ヒアリングまでにご説明する機会がないので本日説明させていただきます。

まず、評価に用いる資料なのですが、こちらが6月20日ごろに各委員の皆様にご送付させていただきます。内容としましては、協働事業の協定書や契約書等の事業の基本となる資料を初め自己点検シートですとか、評価の点検シートなどの資料も合わせて送付させていただきます。こちらの様式について内容をご説明させていただきます。

本日参考資料として、先ほどの事業報告会の次第の後ろに参考資料でこちら自己点検シートなどの様式をつけさせていただきます。自己点検シートというものは、前年度

の年度末の実績に基づき団体と担当課の双方で個別につくっていただく資料です。こちらの自己評価を活用して、その後1枚おめくりいただきまして、次の相互検証シートというものをういて、団体と事業課双方でお互いに認識の共有を図っていただきまして、事業の課題等を把握し改善策を検討するという書類になっております。

検討した改善策は、翌年度の事業実施に生かしていくこととなりますので、契約書ですとか、実際の6月末のヒアリング等でそうした点が改善されているかという部分も合わせてご確認をいただき評価していただければと思います。

評価についてのご説明は以上です。

久塚座長 特に新しい委員の方を含めてまたこれ、近づいたら何か説明というか、ありますか、もうない？

事務局 ちょっとその間に機会がありませんので、一応本日の説明にさせていただきたいと思うのですけれども。

久塚座長 これを見て評価をするというところで、初めての方の場合、自己点検シートと相互検証シートはよくわからないみたいな話があった場合には、事務局に聞けばいいですか。

事務局 そうですね、事務局までご連絡いただければと思います。

久塚座長 では、評価についての資料の一部分ですので、わからないことは事務局に聞いてください。よろしいですね。

今までのところはよろしいですか。

関口委員 参考までにお聞きしたいのですけれども、終わってしまった商店街のホームページの事業と、あと新宿スポーツのその後というのはどうなったかというのが、何かわかっていれば教えていただければ。

地域コミュニティ課長 スポーツ環境推進プロジェクトなのですが、こちらは今年度から新たな委託事業として、民間事業者をお願いする形で、プロポーザル方式で事業者も選定をいたしました。CRIACAOは今回その事業者からは漏れてしまいました。

久塚座長 ちょっと残念。いいのを、花火を上げたのに残念だったですね。

関口委員 まあ、まあ、よくあることなので。

地域コミュニティ課長 別の事業者が同じような趣旨のこうしたスポーツの推進ということで。5月15日の広報にこの事業の案内が出ますので、広報をご確認ください。

関口委員 ならよかったですね。

宇都木委員 いいことだ。

事務局 あと商店街のほうは、引き続き、運営費の補助が商店街に産業振興課から出ているのですけれども、その中で支援は同じような形で続けていくということで回答をいただいています。

宇都木委員 つながっているのだ。

関口委員 よかった。

宇都木委員 それはそれでいい。

久塚座長 つながることと、それから力をつけてほかのところと動いているということがあるので、やっぱり2年、3年続けると力がついてきますよね。

宇都木委員 やったという点がいいよね。それは成功の部類だ。

伊藤委員 委託事業に違う団体が選ばれるということはいいいことだと思うのだ。やったからといたってあなたのもとじゃないのだと。そうするとしっかりやるじゃない、そこが。そうすれば委託業者になれる可能性はあるけれども。

久塚座長 違った言い方をすればちゃんとした評価が、システムとして評価が成り立っているということだ。

伊藤委員 そう。

宇都木委員 やろうとしていることはいいいことだ。その団体ではないけれども、やろうとしていることはいいいから次につながっているというのは、それはそれで問題提起としては非常にいいことだ。

久塚座長 ということでよろしいですか。

では、ほかに事務局のほうからありますか。

事務局 次回ですけれども、次第のほうに記載させていただいているのですが、5月25日1時10分からということで、場所のほうは第4委員会室のほうに集合していただければと思います。22日にも事業報告会がありますのでよろしく願いいたします。

以上です。

久塚座長 22日もありますということになっていますけれども、よろしく願いいたします。

では、ほかに事務局からはないということなので、委員の皆さんたちから何か今までのところで全体でありますか、大丈夫ですか。

では、お忙しい中ありがとうございます。きょうの会議を終わりたいと思います。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —